

平成28年第5回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成28年5月25日(水)午後3時00分

議会棟AB会議室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺岸 勝志

2番 成島 誠

3番 大炊 三枝子

4番 中野 栄

5番 大井 栄一

6番 根本 博

7番 田村 星寿

8番 宮久保 勝

9番 三須 清一

10番 須藤 喜一郎

4. 出席事務局職員

局長 渡辺 唯男

次長 成嶋 文夫

次長補佐 落合 敦

農地係長 富塚 隆則

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

議案第3号 我孫子市農業委員会会議規則の改正(案)について

議案第4号 我孫子市農業委員会事務局処務規程の改正(案)について

議案第5号 我孫子市農業委員会役員会等の運営に関する要領の改正(案)について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 本日はお忙しい中、メンバーが変わって第1回目の総会ということでご苦労さまです。

ただ今から平成28年第5回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

3番 大炊三枝子委員

4番 中野栄委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。最初に、本日追加した資料が机の上に置いてあるんですけど、その中で横書きの別表第1の改正(案)というこちらの資料になります。ちょっと用意していただいて。総会の議案書の9ページを開いていただけますか。

今日追加の資料と同じものなんですけど、改正後というところですね。庶務係の黒く太字で農地利用最適化推進委員の募集に関することという。この部分が今回追加されましたので、後ほど詳しくご説明したいと思います。差し替えをお願いします。

それでは議案書の目次をお開きください。本日も審議いただく案件は議案第1号から議案第5号まで、合計5議案についてです。

議案第1号は「農用地利用集積計画(案)の決定について」です。申請件数は新規の賃借権設定が2件、賃借権の再設定が3件、計5件です。

議案第2号は「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」です。

議案第3号は「我孫子市農業委員会会議規則の改正(案)について」です。

議案第4号は「我孫子市農業委員会事務局処務規程の改正(案)について」です。

議案第5号は「我孫子市農業委員会役員会等の運営に関する要領の改正(案)について」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。

なお、整理番号3については須藤委員が利用権設定者となっております。須藤委員には

農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成 28 年 5 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は 1 ページからとなります。新規の賃借権設定が整理番号 1 から 2 までの計 2 件、賃借権の再設定が整理番号 3 から 5 までの 3 件です。

整理番号 1 の設定農地は〇〇字〇〇〇地先の田 2 筆、合計面積は 2,511m²。借受者は株式会社山崎フロンティア農場です。賃借料は 1 年目は 10 アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kg で、2 年目以降はコシヒカリー一等米〇〇kg です。期間は 6 年間です。

整理番号 2 の設定農地は相島地先の田 6 筆、合計面積は 7,320m²です。貸付者、借受者とも市内在住の農業者です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kg で、〇〇kg は米穀で支払い、残りはその年の J A 出荷の金額に換算して現金で支払います。期間は 6 年間です。

整理番号 3 の設定農地は〇〇〇地先の田 7 筆、合計面積は 2 万 1,586m²です。借受者は〇市在住の農業者です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kg で、期間は 3 年間です。

整理番号 4 の設定農地は〇〇地先の田 1 筆、面積は 1,021m²です。貸付者、借受者とも市内在住の農業者です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kg で、期間は 1 年間です。

整理番号 5 の設定農地は〇〇字〇〇地先の畑 6 筆、うち地目原野が一筆、合計面積は 4,367m²です。借受者は社会福祉法人つくばね会です。賃借料は全体面積について年間〇〇万円で、期間は 3 年間です。

以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 調査報告をいたします。

整理番号 1 の借受者の経営面積は、借受地約 813 アール。トラクター 3 台を初め、農業機械を保有しています。

整理番号 2 の借受者の経営面積は、自作地約 290 アール。農業従事日数は本人が年間

250 日、妻が 200 日、母が 200 日です。トラクターを初め、農業機械を保有しています。

整理番号 3 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 770 アールです。農業従事日数は本人、妻、弟、弟の妻が各 250 日で、父が 200 日です。トラクター 5 台を初め、農業機械を保有しています。

整理番号 4 の借受者の経営面積は借受地を含め、421 アール。農業従事日数は本人が年間 300 日、子が 200 日、子の夫が 80 日、母が 80 日です。トラクター 2 台を初め、農業機械を保有しています。

整理番号 5 の借受者の経営面積はすべて借受地で、61 アール。トラクターを初め、農業機械を保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 1 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから整理番号 1 から 5 までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 1 号の整理番号 3 を除く、整理番号 1、2 及び 4、5 に対する質疑に入ります。ご意見のある委員は挙手をお願いします。

発言あり ついこの間、実際に調査されたということですね。

三須清一会長 はい。

三須清一会長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは再開いたします。

何もないですか。異議ありませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号整理番号 1、2 及び 4、5 を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1、2及び4、5は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第1号の整理番号3に対する質疑に入ります。

先ほど申しましたとおり、須藤委員には議事参与の制限がありますので退出していただきます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

それでは須藤委員、よろしく申し上げます。

(須藤委員、退室)

三須清一会長 それでは、議案第1号の3についてご意見のある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

続いて、議案第1号の整理番号3を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号3は原案どおり決定することとしました。

根本調査会長は自席にお戻りください。須藤委員には自席に戻っていただきます。

(須藤委員が自席に戻ったことを確認)

三須清一会長 続いて、議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。

議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。下記のとおり柏税務署長より利用状況確認依頼があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成28年5月25日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は6ページから14ページとなります。

本件は相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用農地の

利用状況について柏税務署より利用状況確認依頼があったものです。これを受けて、地区担当委員と事務局とで現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 それでは整理番号1から各委員より報告をお願いします。

整理番号1について、中野栄委員、報告してください。

中野栄委員 議案資料の6ページ、7ページをご覧ください。

平成28年5月16日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇字〇〇〇地先の田11筆、合計面積1万4,751m²について現地確認を行いました。その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認いたしました。

以上です。

三須清一会長 続いて、整理番号2について、田村星寿委員、報告してください。

田村星寿委員 議案資料の8ページから14ページをご覧ください。

平成28年5月13日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇字〇〇〇地先の田39筆、合計面積1万5,647m²について現地確認を行いました。その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認いたしました。

以上、ご報告させていただきます。

三須清一会長 以上で報告が終了しました。

これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないようですので質疑を打ち切ります。

これより議案第2号を採決します。原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり報告することとしました。

続いて、議案第3号「我孫子市農業委員会会議規則改正(案)について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書の7ページを開いてください。農業委員会等に関する法律が改正された

ことに伴い、会議規則を改正するものです。規則第2条及び第5条を対照表のとおり「改正前 一般選挙」と「改正後 任期満了」を改正するものです。

説明は以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号を採決します。原案どおり改正することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり改正することとしました。

続いて、議案第4号「我孫子市農業委員会事務局処務規程の改正(案)について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページを開いてください。

事務局処務規程第2条、これが職員になります。及び第4条職務の職名を現状に合わせて改正するもので、いずれも「局長補佐」を「次長補佐」とするものです。また、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、処務規程第5条の別表を改正するものです。農業委員会には庶務係と農地係の二つの係があり、事務の分掌を定めています。庶務係の事務分掌を改正するものです。ここを見ていただくと、改正前に「委員会委員の選挙人名簿登録申請資格審査に関する事」とあります。これを削除します。改正後に「農地利用最適化推進委員の募集に関する事」があります。これを追加することになります。

説明は以上です。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第4号を採決します。原案どおり改正することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり改正することとしました。

続いて、議案第5号「我孫子市農業委員会役員会等の運営に関する要領の改正（案）」について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書の10ページを開いてください。

我孫子市農業委員会役員会等の運営に関する要領第4条の役員会の構成について、農業委員の定数が19人から10人に半減したことに伴い改正するものです。調査会副会長を役員から除き、役員の人数を6人から4人とするものです。

説明は以上です。

三須清一会長 これより議案第5号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第5号を採決します。原案どおり改正することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号は原案どおり改正することとしました。

以上で、審議案件についてはすべて終了しました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号から第3号までの3本です。議案書は11ページからとなります。

報告第1号は農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分で、1件受理しました。転用目的・事由は宅地です。

続きまして、報告第2号は農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分で、1件受理しました。転用目的・事由は宅地です。

続きまして、報告第3号は農地法第18条第6項の規定による通知についてで、1件受理しました。農業基盤強化促進法による賃借権設定の解約の通知です。

以上、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理したものです。

三須清一会長 報告第1号から3号まで、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これもちまして我孫子市農業委員会平成 28 年第 5 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人